

初めての方
必見!

まんがでわかる!

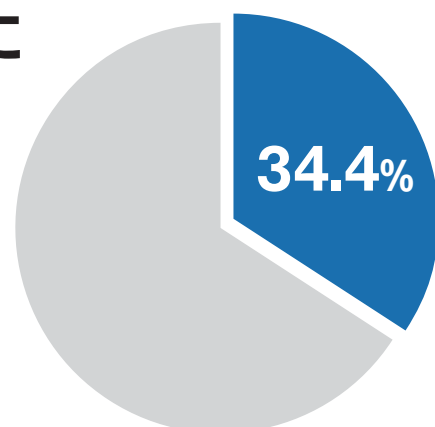
信用保証協会

第1話
信用保証協会って
なに?





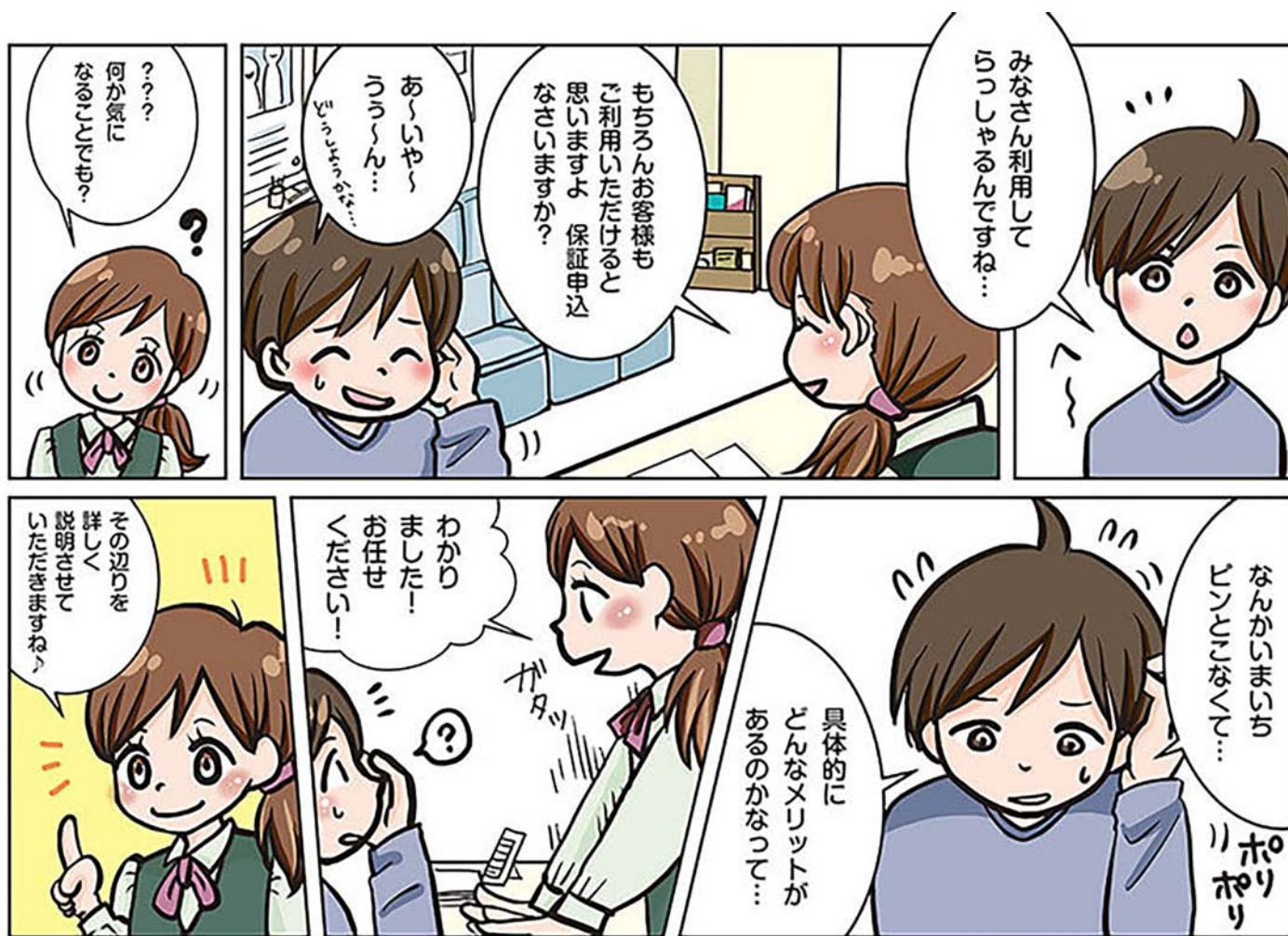
長崎県内の中小企業の**34.4%**にご利用いただいています。



信用保証の実績(令和6年3月末日現在)

利用企業数 **13,135** 企業

保証債務残高 **2,093** 億円



信用保証協会を
かしこく使おう！

3つのメリット

メリット
1

**経営者本人以外の
保証人不要**

原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
(一部、法人代表者の連帯保証が不要な制度があります。)

メリット
2

用途に合わせて選べる

**豊富な
保証メニュー**

長期の借入れや反復継続が可能な制度など様々な保証制度をご用意しています。

メリット
3

**借入れ枠が
拡大**

お取引金融機関からのプロパー借入れと保証付き借入れとの併用で借入れ枠の拡大が図れます。



Q. 信用保証協会とは？

A. 信用保証協会は、事業資金を借りやすくするための機関です



信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れるとき、公的な保証人になって資金を借りやすくするための機関です。

また、万一、何らかの事情により、中小企業者が借入金を返済できなくなったとき、信用保証協会はその中小企業者に代わって金融機関に代位弁済をします。

①保証申込

信用保証協会、あるいは金融機関などの窓口へご相談ください。

②保証承諾

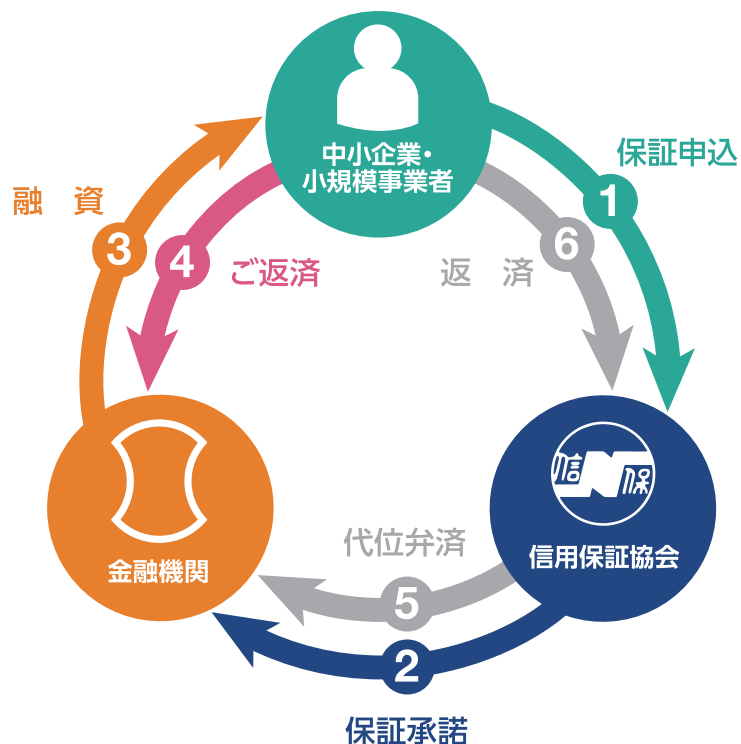
信用保証協会は、事業内容や経営計画等を検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。

③融 資

保証承諾後、信用保証書の交付を受けた金融機関がご融資いたします。

④ご返済

返済条件に基づき、借入金を金融機関へご返済いただきます。

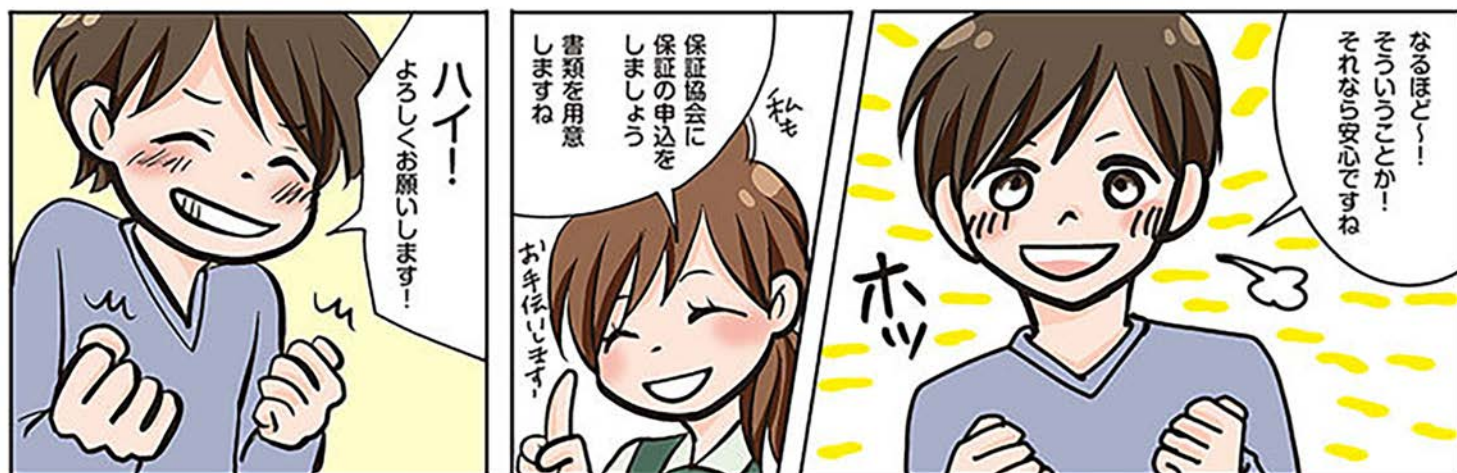


⑤代位弁済

万一、何らかの事情でご返済ができなくなった場合は、信用保証協会が借入金を金融機関へ弁済いたします。

⑥返 済

信用保証協会へご返済いただきます。







経営まなぶ
念願の自分のお店を
オープンしました!!



